最高裁判所判

石川県選挙管理委員会

略 歴

判事補任官 大学法学部を卒業。 第二中学校、 東京都生まれ。 以後、 都立富士高等学校を経て、 練馬区立大泉南小学校、 東京地裁、函館地家裁、 東 大京 泉

昭和五七年 四年 四月 四月 判事任官 公害等調整委員会事務局に勤務。 大臣官房審議官、 法務省民事局参事官、大臣官房参事官、 東京高裁の判事として勤務するととも 以後、 福岡高裁那覇支部、 司法法制部長を務める。

東京地

昭和五五年

平成

一七年一〇月 二月 九月 一月 さいたま地裁所長 東京高裁判事部総括 法務省民事局長

東京地裁判事部総括

二八年

四年

二九年 一 三月 最高裁判所判事 東京高裁長官

三〇年

最高裁判所において関与した主要な裁判 平成三〇年一二月一九日 大法廷判決

求に反する状態にあったとはいえず、 に違反するものということはできない(多数意見)。 小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要 平成二九年一〇月二二日施行の衆議院議員総選挙について、 公職選挙法の規定が憲法

令和二年三月三〇日 第一小法廷判決

の割増賃金が支払われたとはいえない(全員一致、 こともあるなどの判決で示す事情の下では、労働基準法三七条 がそのまま歩合給の減額につながり、歩合給の額が○円となる 額を控除し、その上で残業手当が支払われても、残業手当の額 タクシー労働者の歩合給の計算に当たり残業手当に相当する 令和二年一一月一八日 大法廷判決 裁判長)。

挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至って令和元年七月二一日施行の参議院議員通常選挙について、選 いたということはできない 令和三年二月二四日 大法廷判決 (多数意見)。

やむを得ないもので、憲法二〇条三項に違反する(多数意見)。 除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対 して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されても 令和三年五月一七日 第一小法廷判決 市長が孔子を祀った施設の所有法人に敷地の使用料全額を免

連疾患に罹患した労働者及び一人親方に対し、損害賠償責任を 制権限を適切に行使しないなどの判決で示す事情の下では、国 労働大臣が石綿含有建材について労働安全衛生法に基づく規 屋内の建設作業に従事し、石綿粉じんにばく露して石綿関

害賠償責任を負う(全員一致、裁判長)。 は、 建材に表示すべき義務を怠ったなどの判決で示す事情の下で した大工らに対し、 令和三年六月二三日 石綿含有建材の製造販売メーカーが石綿粉じんの危険性等を た大工らに対し、民法七一九条一項後段の類推適用により損メーカーは、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患 大法廷決定

補足意見付加)。

(多数意見、

的記載事項としている戸籍法七四条一号は、憲法二四条に違反○条及びこれを受けて婚姻後に夫婦が称する氏を婚姻届の必要

夫婦が夫又は妻の氏のいずれかを称すると規定する民法七五

張を傾聴するとともに、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえ 法律の解釈を巡り見解の対立するものばかりですが、当事者の主 裁判官としての心構え 最終審かつ法律審である最高裁判所に係属する事件は、 公正かつ妥当な解決を導くためにどのような解釈によるべき

かを探求する姿勢で事件に取り組んでいます

昭和二九年九月二日生

最高裁判所判事 おか

晶

最高裁判所判事

昭和三〇年七月二一日生

略

歴

歴

れ育ち、同町立国分寺南部小学校、同町立国地域で、中学校の数学教師の次男として生ま状の小さな田んぼが連なる山あいののどかな 立高松高等学校(バドミントン部)を卒業 分寺中学校(軟式テニス部)を経て、 香川県綾歌郡(現高松市)国分寺町という段 て、香川県回町立国

昭和

三月 四月 四月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 東京大学法学部卒業 司法修習生 (三四期、 大阪で実務修習)

成一六年 五七年 一七年一〇月 年 六月 株式会社ニフコ社外監査役 東京大学法科大学院講師 (倒産処理研究)

平成

三二年年 二〇年 七月 四月 一月 法務省法制審議会民法(債権関係)部会委員 長 日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会委員 第一東京弁護士会副会長

二三年 二六年 四月 六月 事業再生研究機構代表理事 全国農業協同組合連合会経営管理委員

二七年 四月 同月 第一東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長

三〇年 九 片 月 六月 六月 八月 株式会社三井住友銀行社外取締役 日本公認会計士協会品質管理審議会委員 株式会社三井住友銀行社外監査役 住友生命保険相互会社社外取締役

二八年

年

元年 三年

最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、 特に記すべきものはありませ

裁判官としての心構え

常に念頭に置き、 立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」を日本国憲法七六条三項の「すべて裁判官は、その良心に従ひ独 仕事をするときの根本原理とします。

ては「記録・資料をよく読み、自分の頭でよく考え、わかりやす はするが独善に陥らないよう常に自戒し、「職権」行使に当たっ 審裁判所である」を心に刻み、この憲法上の職責を適切に全う 又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終 く自分の意見を言い、同僚裁判官と多面的で深みのある熟議を尽 くす」ことを信条に、 そして、 また同憲法八一条の「最高裁判所は、一切の法律、命令、 従うべき「良心」の充実・向上に日々努め、「独立」 一つ一つの事件に全力で取り組みます。 規則

三

趣味など

五.

には月二回を目標に楽しんでいます。丹沢・箱根・奥多摩・秩父 など関東周辺の山が中心ですが、羊蹄山・斜里岳・羅臼岳、屋久 島(縄文杉)・妙高山なども印象に残っています。 ここ三年くらいですが、 山歩き(トレッキング)を、シーズン

を定番としたプランターでの花栽培があります。二〇二一年は、 個くらい植えます)、バラ(今の黒バラはパパメイアン)、 余った種をプランターまわりの地面にばらまいたところ、 大群生しました。 三〇年以上続いているものとして、チューリップ(毎年一〇〇 朝顔が 嵯峨菊

弁護士時代、 研究報告もさせていただきました。 日本民事訴訟法学会、租税法学会、 金融法学会に



略

歴

東京大学法学部助手 東京大学法学部卒業 区立大泉第二中学校を経て、東京教育大学東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、練馬 (現・筑波大学) 附属高等学校を卒業。

五六年年年 ハーバード大学客員研究員 東京大学法学部助教授

五九年 五八年 二年 七月 カリフォルニア大学バークレー校客員研究員 バード大学客員教授

同 一 三 年 四月 九月 八月 東京大学大学院法学政治学研究科教授 放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任 ジョージタウン大学客員研究員

一〇年

六年

七四月 〇月 関税等不服審查会関税·知的財産分科会部会 東京大学公共政策大学院教授を兼担 日本公法学会理事

八六年年

二三年 二六年 二二年 一〇月 三月 二月 一月 東アジア行政法学会理事 検討会座長 IT総合戦略本部パーソナルデー 総務省代表自治紛争処理委員]閣府独占禁止審査手続懇談会座長 タに関する

三〇年

次長検事

三年 二年

四月 三月 消費者庁消費者安全調査委員会委員長 国立国会図書館資料利用制限審査会会長 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会会長 東京都情報公開・個人情報保護審議会会長 人事院交流審査会会長

二八年

年

同同

年 年

三年 三〇年 同同 年 一〇月 三月 七月 最高裁判所判事 内閣府公文書管理委員会委員長

最高裁判所において関与した主要な裁判 令和二年六月三〇日 第三小法廷判決

について定める部分は違法とした(全員一致)。 ふるさと納税制度に係る告示における寄附金の募集及び受領

における投票価値の不均衡は違憲であったとする反対意見を述参議院議員通常選挙時の議員定数配分規定の下での選挙区間 令和二年 | 大法廷判決

べた。 令和二年一 月二五日 大法廷判決

対意見を述べた 否は司法審査の対象になる(全員一致、補足意見付加)。 普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適 令和二年一 再審請求を棄却した原決定について、 |月||二||日||第三小法廷決定 再審開始すべきとの 反

情報は、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求の対象にな るとした(全員一致、裁判長、補足意見付加)。 令和三年六月二三日 令和三年六月一五日 刑事施設の被収容者が収容中に受けた診療に関する保有個人 大法廷決定 第三小法廷判決

四条に違反するという反対意見を述べた。 姻届の必要的記載事項とする戸籍法七四条一号の規定は憲法二 夫婦同氏を義務付ける民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚

裁判官としての心構え

業に従事してきました。これまでは、判例を批評する立場でしたに携わるとともに、審議会等で様々な法律・条例の制定・改正作大学を卒業して以来、四〇年以上にわたり、法律学の研究教育 検討していきた 日です。様々な意見に謙虚に耳を傾け、 が、裁判をする側に立つと、その責任の重さに身が引き締まる毎 (以来、 つ一つの事件を真摯に

さかい

最高裁判所判

昭和三三年七月一七日生

学部を卒業

校、和歌山県立田辺高校を経て、東京大学法和歌山県田辺市生まれ。地元の小学校、中学

昭和五七年

四 四月 法務大臣官房司法法制調查、札幌地検室蘭支部、大阪地

大津地検、

五九年

などとして勤務 東京地検交通部長 旭川地検次席検事、 東京地検八王子支部、 最高検事務取扱検事 東京地検の各検

東京地検公安部長

平成二〇年

二五年 二四年 二年 七月 七一九月月月 東京地検次席検事 福島地検検事正 東京地検特別捜査部長

二九年 二八年 二六年 七七七九月月月月 九七七月月月 仙台高検検事長 東京地検検事正 東京高検次席検事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所判事

東京高検検事長

ません。 最高裁判所判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはあり

裁判官としての心構え

しながら、 の判事の一人として、誠に重い責任を担っていることを常に意識ては社会に大きな影響を与えることもあります。その最高裁判所 は「憲法の番人」とも呼ばれ、大変重い役割を担い、 最高裁判所判事に任官して間もないですが、 緊張感をもって職務に当たっています。 事案によっ 最高裁判所

公平・公正で紛争解決として妥当な裁判を実現して国民からの期判所判事の職務に生かすことによって、この重い職責を果たし、られます。私としては、これまでの検察官としての経験を最高裁 検討を行い、 達するためにいろいろな観点から考え、知恵を絞ってきました。 様々な事柄に関しても学ぶとともに、検察官として最善の判断に きたのみならず、会社など組織の有り様や事件の背景となった 官として刑事事件に携わりました。複雑困難な事件の捜査・公判 に関与する中で、事件の真相解明に必要な専門的知識を獲得して 最高裁判所判事に任官する以前は、主として検察の現場で検察 最高裁判所は変化が著しい現代社会において、種々の視点から 紛争解決のために適正妥当な判断を下すことが求め

び続ける意識と謙虚な姿勢で誠心誠意職務を遂行していきたいと そのためにも事件の当事者の言い分に十分耳を傾けるととも 同僚の最高裁判所判事との評議の中で思考を深めながら、学

待と信頼に応えたいと思っています。



最高裁判所判事

はやし

はる

昭和五五年

四月

石川県選挙管理委員会

略 歴

司法修習生 校を経て、東京大学法学部を卒業 東京都生まれ、 (現・筑波大学) 附属駒場中学校、 同所で過ごす。東京教育大学 同高等学

五七年 四年 四月 四月 判事補任官 家地裁に勤務 厚生省

(現・厚生労働省)(出向)、

(出向)、札幌最高裁民事

昭和五六年

平成

元年

一二年

五月

以後、

東京地裁、

平成

二年

八月 事官、 判事任官 最高裁民事局長兼行政局長 総括)、司法研修所教官、同事務局長を務める。 同課長、 以後、 東京高裁、東京地裁判事(部 東京地裁、 最高裁民事局参

二六年 二五年 三年 年一 九月 三七月 一月 東京高裁判事静岡地裁所長 最高裁首席調査官

同経理局長

同

三〇年 九 一月 最高裁判所判事 東京高裁長官

令 和 元年

最高裁判所において関与した主要な裁判

令和二年三月二四日 第三小法廷決定

判官の許可を受けてした当該死体の解剖の写真に係る情報が記鑑定の嘱託を受けた者が当該鑑定のために必要な処分として裁 地方公共団体が所持するものは、 録された電磁的記録媒体であって当該司法警察職員が所属する わゆる法律関係文書に該当する(全員一致、裁判長)。 令和二年一一月一八日 文書提出命令の申立人の父の死体について司法警察職員から 大法廷判決 民訴法二二〇条三号所定の

項等に違反するに至っていたということはできない(多数意見)。 議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下での選挙区間 法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、 い不平等状態にあったものとはいえず、 における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著し 令和二年一一月二五日 令和元年七月二一日施行の参議院議員選挙当時、 大法廷判決 同規定が憲法一四条一 別表第三の参 平成三〇年

四 否は、 令和二年一二月二二日 普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適 司法審査の対象となる(全員一致)。 第三小法廷決定

五.

令和三年二月二四日

五. に審理不尽の違法がある(多数意見、裁判長)。 令和三年七月三〇日 (いわゆる袴田事件についての)再審請求を棄却した原決定 第三小法廷判決

がある(全員一致、裁判長)。 法令違反があるとした原判決に、 違法収集証拠として証拠能力を否定した第一審の訴訟手続に 法令の解釈適用を誤った違法

裁判官としての心構え

書面審理が基本ですが、 で事件に向き合っていきたいと考えています。また、 きその工夫努力を続けていきたいと考えています。 傍聴されている人にとっても分かりやすい審理となるよう引き続 当事者(代理人)による活発な弁論がされるよう工夫をしていま 染症の影響により社会の在りようが根幹から変容を迫られてお の執務において努力してきました。 分把握し、それに適合する解決や判断をするように、この二年間 どから、裁判で取り上げられている紛争や事件の実態や真相を十 事件に多角的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯な いまだ試行錯誤の段階ではありますが、当事者はもちろん、 今後に予想されることも念頭におきながら、より柔軟な姿勢 法廷で弁論の期日が開かれる事件では、 現在、新型コロナウイルス感 最高裁は、



昭和三二年八月三一日生

おか むら

昭和三一年一〇月二三日生

昭和三〇年三月二二日生

略

昭和五三年 六一年 歴 四 三月 千葉県千葉市生まれ。 県立千葉高を経て

千葉大附属小

· 附属

市等で過ごす。麻布高等学校、

東京大学法学

兵庫県神戸市に生まれ、東京都大田区、小平

部を卒業。

東京大学法学部卒業、 西村あさひ法律事務所(当時の名称 弁護士登録(第一東京弁護士会) ーバード大学修士(LL. 四月司法修習生

慶應義塾大学大学院法務研究科教授 東京大学大学院法学政治学研究科客員教授 きわ法律事務所」)代表パートナー ハーバード大学法科大学院客員教授 「西村と

最高裁判所判事 東京大学博士(法学)

三年

最高裁判所において関与した主要な裁判 令和元年九月一三日

がない限り、権利濫用の法理によって抑止されるべきである。〉 被る損害を含む)が全額弁償されている場合には、別段の事由 業権はこれにあたる)に基づく物権的請求権の行使は、 以下の内容の意見を述べた。 できる損害額を上回り、かつ、②請求権者が被った損害(将来 侵害を除去するために要する費用が除去することによって回避 を認容した原判決を破棄した多数意見の結論に賛同しつつ大要 令和二年二月二八日 漁業権に基づく潮受堤防排水門の開門請求に対する請求異議 第二小法廷判決(裁判長) 第二小法廷判決 〈経済的利益を化体した権利 ① 権 利 漁

 \equiv 好に応じて調整することが可能だからである。〉 分散投資を行うことによって自らが負担するリスクを自己の選 さらに、当該会社の最終的な利益帰属主体である同社の株主は 的財務事象としてこれに合理的に対応することが可能であり、 同人に著しい不利益が生じるのに対して、多数の運転手を用い を負担すべきであり、全額を負担すべき場合もあるであろう。 専従の従業員である場合、被請求者は支払われた賠償金の大半 場合にはその金額の全部又は一部を会社に対して求償し得ると 通事故に関して当該従業員が被害者に対して賠償金を支払った て運送事業を営む会社は変動係数の小さい確率分布に従う偶発 なぜならば、賠償金の支払いを当該従業員の私的負担とすれば た。〈求償権の被請求者が大手上場会社であり、請求者が同社 する法廷意見を述べたうえで大要以下の内容の補足意見を付し 令和二年九月一六日 運送会社の従業員(トラック運転手)が就労中に起こした交 第二小法廷決定 (裁判長)

7 も少なくないことを考えると(公共空間におけるタトゥーの露 法廷意見を述べたうえで大要以下の内容の補足意見を付した。 うな法解釈を行うことは福利の最大化という立法の理念に反し の施術に対する需要そのものを否定すべきいわれはなく、その 出の可否について議論を深める余地はあるとしても)タトゥ い。しかしながら、健全な動機からタトゥーの施術を求める者 かが問われた事件において、医師法違反にはならないとする ような需要が満たされることのない社会を強制的に作り出すよ 〈タトゥーの施術が医行為にあたるという解釈をとればタ いる。〉 業としてタトゥーの施術を行うことが医師法違反となるか否 ゥーの施術を業として行う者は本邦から消失する可能性が高

その他の主要な裁判

裁判官としての心構え 行の民法及び戸籍法の合憲性が問われた令和三年六月二三日大一一月一八日大法廷判決及び選択的夫婦別氏制を採用しない現参議院議員の議員定数配分規定の合憲性が問われた令和二年 法廷決定において、それぞれ意見及び反対意見を述べた。

よりも大切なことと考えています。そして、 者の立場や思いを理解し、その主張に十分耳を傾

自ら

高い壇の上から見下ろすという姿勢ではなく、

けながら、広い視野の下に、多角的な検討と深い

ことを心に刻み、微力ながら、豊かで公正で寛容な社会の形成に ば社会のありようが変わります。司法にはこのような働きがある 資する判決・決定の作成に傾注したいと考えています 法の解釈が異なれば人々の行動が変わり、 人々の行動が変われ

最高裁判所判 昭和三二年一二月二三日生

漜

略

学部を卒業。 久八幡中学校、 課程修了。 東京都生まれ。 ハーバード・ロースクール修士 都立白鷗高校、早稲田大学法 荒川区立尾久宮前小学校・尾

昭和五七年

以後、東京、 検事に任命。

宇都宮、福岡、名古屋の各地検、

平成一六年

三月 四 四月 米国ニューヨーク州弁護士登録 弁護士登録 司法修習生 (第一東京弁護士会)

法務省大臣官房参事官、 検事に任命。その後、法務省刑事局国際課長、 視委員会事務局国際・情報総括官、 庁検事などを務める。 金融庁証券取引等監 最高検察

平成二一年

七

その後、最高検検事

刑事局刑事法制課長、法務省大臣官房審議官 長野地検上田支部等に勤務するほか、法務省

八七月月 消費者庁長官 法務省人権擁護局長

二九年一

二月 四月

二五年 二二年一

一月

その後、

同公判部長

三〇年 二六年

三〇年

最高裁判所判事 大阪高検検事長 札幌高検検事長 最高検監察指導部長 法務省矯正局長 那覇地検検事正 等を務める。

二 二 六 年 元年一〇月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所にお

いて関与した主要な裁判

するものではないとした(全員一致、 枠制度を定める公職選挙法の規定は、憲法四三条一項等に違反参議院(比例代表選出)議員の選挙について、いわゆる特定 令和二年一○月二三日 第二小法廷判決 裁判長)。

権の消滅のみる

対する国の請

水異議について、前訴時の共同漁業権に係る請求 ける潮受堤防の排水門の開放を命じた確定判決に

では異議事由にならないとして、原判決を破棄し

諫早湾におい 令和元年九

月一三日

第二小法廷判決

て差し戻した

(全員一致)。

令和二年二月二八日

ラック運転手が、会社の業務中に起こした交通事故により

第二小法廷判決

を加え、これを賠償した事案において、相当と認

いて、会社に対して求償することができるとし

参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下での選挙区 間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著し 令和元年七月施行の参議院議員通常選挙当時、公職選挙法の 令和二年一一月一八日 大法廷判決 同規定は憲法一四条一項等

否は、司法審査の対象となるとした(全員一致)。 に違反するに至っていたとはいえないとした(多数意見)。 普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適 令和二年一一月二五日 大法廷判決

て、

原判決を破棄して差し戻した(全員一致、補足意見付加)。

令和二年一

一月一八日

大法廷判決

最大較差三

第三者に損害な

められる額に

三

令和三年二月一日

第二小法廷決定

票価値の不均衡は違憲状態にあったとする意見を付した。

大法廷判決

いて、合憲状態・合憲とした多数意見に対し、投・○○倍の参議院(選挙区選出)議員の議員定数

令和三年二月二四日

配分規定につ

い不平等状態にあったとはいえず、

ことは許されるとした(全員一致)。 合法的かつ任意の同意がある場合に、 なく同記録媒体へのリモートアクセス及び同記録の複写を行う の締約国に所在し、 電磁的記録を保管した記録媒体がサイバー犯罪に関する条約 同記録を開示する正当な権限を有する者の 国際捜査共助によること

Ŧī.

令和三年四月二六日

法二〇条三項

に違反するとした(多数意見)。

人に対し、そ

に対し、その敷地の使用料を全額免除した市長の行為は、憲市が管理する都市公園内に孔子等を祀った施設を所有する法

する一般社団法人に対して同施設の敷地の使用料を全額免除し た行為は、憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動に該当すると 市長が都市公園内の国公有地上に孔子等を祀った施設を所有 大法廷判決

時が除斥期間

した(全員一致、裁判長、補足意見付加)。

令和三年六月二三日

大法廷決定

夫婦同氏制

を採用する民法等の規定を合憲として抗告を棄却

に対し、法が夫婦別氏の選択肢を設けていないこ

時が除斥期間の起算点になるとして、原判決を破棄して差し戻た慢性肝炎の鎮静化後の再発による損害について、その再発の

集団予防接種等によってB型肝炎ウイルスに感染して発症し

第二小法廷判決

した (多数意見)。 令和三年六月二三日 大法廷決定

事項と定めた戸籍法七四条一号の各規定は憲法二四条に違反し とする民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載 等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待するとした いては、国会において、国民の様々な意見や社会の状況の変化て無効であるとはいえないとし、夫婦の氏に関する法制度につ (多数意見、 夫婦は婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称す 補足意見付加)。 時代とともに、 裁判官としての 難も生じており

裁判官としての心構え

誠実に、

事実を見定め、

が担う責任の重さを痛感しています。一つ一つの事件について、

公平で公正な判断を目指したいと思いま

司法は、国民の主権に由来し、その信頼に支えられるものです

社会の在り方等が変化する中で、様々な問題や困

法の支配と個人の権利利益の救済という、司法

とは憲法二四 した多数意見

条に違反するとの意見を付した。

裁判の最終的な判断が求められている最高裁判所の判事とし 重大な責任を感じております。

を深く検討することを心がけて、 の執務等これまでの経験も生かし、事案を多角的にとらえて論点 法的問題も生じています。このような課題について、行政機関で え、また、社会の複雑化・科学技術の進展等にともない、 えております 価値観が多様化した現代の日本では、 より妥当な判断に至りたいと考 解決が難しい紛争が 新しい けることが、何とそれぞれの当事者 洞察を行うことができるように、今後とも研鑽を重ねたいと思い の良心に問いから

これからも、 公正な裁判のために、 努力を続けてまいります。

最高裁判所判事

最高裁判所判事

石川県選挙管理委員会

略 歴

わた なべ

最高裁判所判事

え

昭和三三年一二月二七日生

東北大学法学部卒業 子高等学校(当時)を卒業 福島県生まれ。 山形県、 新潟県で育つ。 父の転勤に伴い、 宮城県第一 福島県、

女 宮

学園中学校、同高等学校を経て、奈良県大和郡山市で生まれ育ち、

東京大学法 私立東大寺

昭和五八年

四月

判事補任官 学部を卒業

東京地裁、

広島地裁、

最高裁行政局、

同広報

五 同 五 年 年

七月

英国オックスフォード大学社会科学特別ディ

外務省入省

昭和五二年

東京大学教養学部教養学科(国際関係論分科)

同高等学校卒業

教育大学(現・筑波大学)附属駒場中学校、東京都保谷市(現・西東京市)生まれ。東京

略

歴

九月 六月 四月 四 月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 海外法律事務所勤務 М ワシントン州立大学ロースクール修了(LL) 司法修習生

成

五年

四月

判事任官

課兼秘書課、

神戸地裁で勤務

神戸地裁判事、

東京地裁判事、

· 裁判事 (部総 最高裁行政局

平成

六年

六三年

昭和五八年 六一年

三月

元年一一月 三月 四月 九月 一月 四月 司法試験考查委員(経済法) 日本放送協会経営委員・監査委員 内閣府官民競争入札等監理委員会委員 慶應義塾大学法科大学院教授 弁護士登録(第一 東京弁護士会)

九月 七月 最高裁判所判事 国立大学法人お茶の水女子大学監事

令和

三年

七月

最高裁判所判事

同 年二二月

大阪高裁長官 東京地裁所長 東京高裁判事

三二二二三年年年

九 一月 月

静岡地裁所長

括)、 課長、

東京高裁事務局長等を務める。 同人事局課長、東京地裁判事

最高裁人事局長

平成

二年

八月

同

外務省経済局以降、

アジア局、条約局、

プロマ取得

七四年年

一三月

内閣法制局参事官 内閣法制局参事官補 国大使館にて勤務

規課長、

外務省欧亜局西欧第二課長以降、

で、 後に同公 同条約局法

二月

(部総括)

一月

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、

特に記すべきものはありませ

九年

七九八八月月月月

駐オランダ特命全権大使

外務省国際法局長

在サンフランシスコ総領事

外務審議官

四年

九

外務省北米局参事官以降、

国際法局審議官、

在英国大使館公使として勤務 在インド大使館参事官、

総合外交政策局審議官として勤務

令 和

二年 三年

二四年

一 一 一 九 六 ○ 年 年 年

同年

公正取引委員会事務総局勤務

七年 年

一〇月

弁護士登録取消

最高裁判所において関与した主要な裁判 最高裁判事就任後日が浅いため、 特に記すべきものはありませ

裁判官としての心構え

判断が先例・規範としてどのように使われていくか、様々な事案平・妥当な判断を行うことがまず重要であり、同時に、最高裁の 平・妥当な判断を行うことがまず重要であり、同時に、最高裁の最高裁は「法の番人」として、ひとつひとつの事案について公 においてひとりひとりの国民や社会経済に与える影響を想定し、 いると考えます。 「法」が正しく機能するよう最善の努力をしていく役割を担って ます。 ることだと考えています。その際には虚心坦懐にじっくり記録を

判断の難しい事件が飛躍的に増えています。グローバル化が加速

いかんによっての上で、夫婦の

る規定が憲法

民法及び戸籍法にある婚姻に際しての夫婦の氏の定めに関す

四条に違反しないと判断した(多数意見)。 氏に関する法制度の合理性に関わる事情の変化

るに至ることもあり得るが、

連制度も含め、

合理的な仕組

価値観の多様化が著しい現代社会においては、

国際的な紛争も裁判所に持ち込まれています。そのよう

変化が激しく、

読み込み、多くの人の意見を謙虚に聞くことが大切であると思い

いて、

断の重さを常に自覚した上で、様々な分野の一つ一つの事件につ

中立公正な立場から、誠実に真正面から向き合って判断す

「心構え」として最も重要なことは、最終審である最高裁の

令 和

元年一

〇月 七月

駐英国特命全権大使駐大韓民国特命全権大使

三年

最高裁判所判事

二八年 二五年 二四年 三年

最高裁判所にお

いて関与した主要な裁判

令和三年六日

月二三日

裁判官としての心構え

待に応えていくことが重要であり、 大局的に考えながら「法」と向き合って、当該事案の解決とある ころを丁寧に検討し、また、同時にその判断の意味するところを とつひとつの事案において、それぞれの主張とその拠って立つと 性が高まってきていると感じてきました。裁判所はこのような期 は何かと問われてきており、最後の拠り所としての「法」の重要 の生活を通じ、 べき法の解釈とに向けて一所懸命に努力していきたいと考えて これまでの弁護士としての職務、 価値観が多様化する中で、まず、そして常に、「法」 私は、最高裁判事として、 公的活動等での経験及び日々 ひ 軟な発想をもって、バランスがとれたよりよい判断ができるよう な時代にあって、我が国の社会のこれまでの歩みを正確に認識しする中、国際的な紛争も裁判所にませえます。 ました。その間、数多くの事件を担当しましたが、どの事件につ 絶えず意識しながら、一つ一つの事件について、幅広い視野と柔 に心掛けていきたいと思います。 時間的な広がりと空間的な広がりとを座標軸にして考えることを ても的確に理解することが重要だと考えています。このように、 これまで、長年にわたって地裁と高裁で民事裁判を担当してき

在に至っています。このたび最高裁判事として働く機会を頂くこ 機会が与えられることはとても重要なことであると考えます。私 女性法律家の数が増えること、また、法律家に限らず女性全体に を担う裁判官のひとりとして信頼して頂けるよう職責を果たした る仕事をしたいと考えてきました。裁判官となっても司法の一翼 は、これまで先輩方が切り拓いてくださった道をたどることで現 いと考えています。しかしながら、やはり最高裁をはじめとして ひとりの弁護士として、 弁護士としての職責を果たす上では、女性か否かと 依頼者や同僚から信頼され とへの「畏れ」の気持ちを忘れてはならないと思ってきました。 色々な工夫を重ねてきました。それと同時に、裁判を担当するこ の当時の心構えを踏まえ、これからは、最終審を担う一 はありません。しかし、下級審において積み重ねてきた経験やそ 討し、少しでも納得性の高い審理と判断が実現できるようにと て、さらに大きな視点に立って物事を考えるように努めたいと思 いても当事者の方たちとの議論を十分に尽くし、 ・ます。 最高裁判事に就任してから日が浅いため、関与した主要な裁判

うよりは、

これまで、

証拠を丁寧に検

した(全員一致、

裁判長)。

めて自判した原判決には、法令違反があると断じ、破棄差戻と

に誤りがあるとして、

被告人が、

心神耗弱の状態にあったとした第一審の事実認定

やめさせた方がよいと思う裁判官にはX

何ら事実取調べをせず完全責任能力を認

令和三年九月七日

第三小法廷判決

裁判官としての

評議を尽くしてまいりたいと思います。

化

グローバリゼーションなどが社会に及ぼす影響と司法による

方といった今日的な問題の検討にも力を注ぐよ

諸外国に共通な課題である高齢化、

問題解決の在り

今後とも努力していきたいと思います。

員とし

までの行政官、外交官としての経験を生かし、

る事件を含め、

個別の事件の解決のために積極的に取り組むと共

国際的側面を有す

価値の多様化、デジタル

判断に至ることができるように精励したいと考えています。これを把握し、法律の適用に誤りのないように努め、もって、適切な一つ一つの事件に誠実に向き合い、その事件の背景、事情など

がその一石となるよう励んでいきたいと思っています。

より若い世代の女性の礎、ささやかです

とができ、今度は私が、

最高裁判所判事 なみ りょう

昭和三二年四月一九日生

歴

最高裁判所判事 なが

嶺 みね

政業

昭和二九年四月一六日牛

最高裁判所裁判官国 す

加。

とこそ、事の性格にふさわしい解決であるとした(補足意見付

みの在り方を幅広く検討して決めるようにするこ

民主主義的なプロセスに委ねることによって、

⁷得るが、このような法制度については、関これらの規定が同条に違反すると評価され

このような法制度については、

は18歳から

各投票所では、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。 皆さまのご協力をお願いします。

投票日

10月31日(日)

投票は18歳から

投票時間

午前7時から午後8時まで(一部投票所を除く)

期日前投票

10月20日(水)から10月30日(土)まで

- ◎最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票も、衆議院議員総選挙の期日前投票と同じ日からできます。
- ◎詳しくは、各市町選挙管理委員会までお問い合わせください。



明るい選挙イメージキャラクター 愛称:ひゃくまんごつくん

◎投票は、3種類

衆議院小選挙区選出議員選挙 うすい水色の投票用紙 候補者名を記入

衆議院比例代表選出議員選挙 ピンク色の投票用紙 政党その他の政治団体名またはその略称を記入

最高裁判所裁判官国民審査 つすい緑色の投票用紙 やめさせた方がよいと思う裁判官には X を記入

- ◎投票所の掲示をよくみて投票してください。
- ◎投票できるのは、平成15年11月1日までに生まれ、選挙人名簿に登録されている方に限ります。

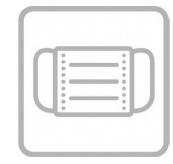
各投票所では、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。



距離の確保



入場時の消毒



マスク着用



定期的換気



記載台の消毒

皆さまのご協力をお願いします。

参加する明るい社会へこの一票

石川県選挙管理委員会